

田中真次先生の思出

春 宮 千 鐵

私と田中先生との関係は形式的にいえば、かなり長い年月に及んでいる。先生が神大に講師として招かれたのは昭和二十五年のことであるから神大との結びつきでは、ほぼ私と同じ頃であった。しかし先生が専任教授になられたのは昭和三十九年のことで、専任としては私のはるかに早い。だが、二人の間には直接的なつながりはなかった。それが当時の神大の性格であって、同一学部で席をおく教員ということは、それによって殆ど利害の共通とか、協同とかいう関係を生むものではなかった。先生と私との間に実質的な関係が生まれ連帯感をもつことになったのは昭和四十三年の一連の大学改革の大波をかぶって以来である。この時、多数の同僚が本学を去って行くなかで残存教授として、いや応なしに法学部の再建と学生との交渉に当面しなければならなくなったからである。田中先生は法学部長としてこの困難な時期に学部再建の責任者となり私が先任教員としてこれに手をお貸

ししたことから急速に深いつながりをもつことになったのである。以来、私はいつも先生の後を追って学部長及び法人理事の役目をついで今日にいたっている。勿論、先生について物語るのに私は決して最適とはいえない。私は先生の青春時代を知らない。また、先生とは学問的にも同じ道を歩いたことはない。たゞ強いていえば両者の接点として憲法という法律があるだけである。また、先生の法学者としての業績や、社会的活動についても全然無知である。戦後、最高裁の調査官として判例として残る数々の判決の有力な陰の協力者であったことについては、かつての最高裁判事山田作之助先生から追憶談の御寄稿を頂いたのでそれにゆずることにする。

田中先生が法学部長として努力されたのは学部の再建と学科目の整備であった。私は不幸にして大地震のゆり返しの時期に学部長として苦勞せざるを得なかった。たまたまこの時期に先生は法人理事として陰に陽に私をバック・アップして下さい。このことなくしては不敏な私には到底学部長の職にあることはできなかつたであろう。先生の後をついで昨年来、私は法人理事の一人として大学経済の建直しという十年間近く放置されていた大問題に取り組む破目になったのである。こんな時先生の適切なアドバイスが得られたらど

んなに心強いかとしみじみ思われる。

田中先生は本質的に法律学者であった。このことが政治学専攻の私とでは根本的に違う立場となって個々の問題については意見の一致は見られなかった。具体的な例として狭山事件の公正裁判を要望する東京高裁への要望書に先生は最後まで署名を拒否された。しかし、こんなものにうっかり署名して後のたたりが恐ろしいというような功利的な拒否ではなく、裁判は裁判所で行うべきものであり、法に照らして公正に裁判するのは裁判官の良心である、従って当事者でない自分にこの裁判の公正、非公正をあげつらう資格はないといわれた。私は松川事件、八海事件などをあげて、もし、これが裁判所のみ判断に委されたならどんな結果を生み出したかと反論、延々二時間に及んで議論した。しかし遂に署名を得ることができなかった。先生は潮見氏の「裁判官」という岩波新書に対しては強い批判的見解を示されていた。法律をあくまで裁判規範であるという立場を堅持される先生と法律は社会の力関係の函数であると考える政治学者との間には法律そのものに対する概念の差異があった。また、こんなこともあった。私のゼミナールの一女子学生N君が長く東拘に拘置されていることに義憤を感じ、一夜づけで刑法、刑訴法などを勉強しデュー・

プロセス・オブ・ロウの原則などを大上段にふりかぶって長期にわたる拘留の不当性に抗議し即時保釈の要請文を書き送附に先立って先生の批判を求めた。先生はニコニコ笑いなから「こういう議論をふきかけられることは裁判所で一番困るでしょうね」と答えられたが別に批判はされなかった。思うに、地裁がN君の拘留延長を認めるのには、その理由を示している。これに対し法律的に反論を行わないのでは、拘留延長が不当であるか否かの議論にはならないではないか、ということであろう。恐らく度しがたいやつだ位に思われたのではなかったか。この抗議文が効果を発生したのかどうかはわからないが、ともかくN君は間もなく保釈された（この日は忘れることができない。教授会が第一会議室にとじ込められ、二名の教員が負傷するという事件のおきた、その日であったから。後でできたことであるがN君は東拘を出る時、君の学校には変った先生がいるねといわれたという。）。

田中先生は一見、物静かな、温和な性格であることはわかる。しかし、言うべきことはズバズバという一本心の通った人であった。それでいて人に悪感情をいだかせなかったのは、人間味が豊かであったこともあろうが、一つにはあくまで論理的な発言であったからでもあろう。私と先生とは、昨年一月末同道して元最高裁判事山田作之助先生を訪ねた。

田中先生はいつになくうれしそうだった。この頃先生の病は既に回復不可能の最悪の事態になっておられたはずである。よく疲れるといいながらも大学の行事にはかかさず出て来られた。大学入試の監督など一回も休まずつとめて下さった。山田元判事とは何年ぶりの御対面であったか、最高裁の判決について実に雄弁に思出話をしておられた。私としては法律論（特に実定法）となると極端に苦手である。これには些か閉口した。ようやく再会を期して引きはがすように田中先生をつれ出し山田先生宅を辞去した。帰り道今日は愉快だったといわれた。何か虫の知らせでもあったのだろうか、山田先生はわざわざ道路まで御老体をはこんで見送って下さった。

田中先生は御家族に対し実に思いやりがあった。音楽をなされる御令嬢のために完全防音の音楽室を作られた。また、よく御令孫の話が話題に出た。先生の日常生活は実直の一語につきるであろう。そして、虚飾を非常にきらわれていた。だから先生の告別式の前日私が田中さんには法名などいらないといった時旧制三高の同窓生の方が全く同感だといわれたのも、この方が先生の日常生活を知っているの共感であったろう。

私は田中先生によって教えられた事が多々あった。もっと早くこの人を知っていたなら

と思う。また、一つ残念なことは遂に先生と麻雀の手合せを行う機会を永遠に失ったことである。ある東京高裁判事から田中先生はその道の達人の域に達していると教えられたので一度御手合せをとお願いしたら、大学へ来てからはあまり打っていないけれどお相手を致しましょうと快諾されていたのに。もっとも、私は本場中国から帰国以来、一、二度先生の雀友を相手に対戦して大敗北を喫して、その後全然牌には手もふれていないので、ま
ず先生と対戦しても勝目はなかったであろう。

田中先生の一周忌を間近にして、ここにあらためて先生の御冥福を祈りこの拙い文を捧げる。